

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-18)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策18: 公的統計の体系的な整備・提供</p>			<p>担当部局課室名</p> <p>統計局総務課 他9課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室</p>	<p>作成責任者名</p> <p>統計局総務課長 岩佐 哲也 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 山田 幸夫</p>	<p>分野【政策体系上の位置付け】</p> <p>国民生活と安心・安全</p>		
<p>政策の概要</p>	<p>・平成30年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</p>				<p>政策評価実施予定時期</p> <p>令和2年8月</p>			
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]: 公的統計が整備され、それにより精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことができ、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する [中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される</p>					<p>政策評価実施予定時期</p> <p>令和2年8月</p>		
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値)</p> <p>年度ごとの実績(値)^(※2)</p>				<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>施策手段</p> <p>基本計画に掲げられた諸施策を着実に実施するため、各府省を構成員とする会議等において各施策に関する検討・情報共有を行う。また、各府省に対して諸施策の進捗状況について毎年度報告を求めるなど、政府部内の進捗管理を実施</p>	<p>第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況</p> <p>①</p>	<p>基準年度</p> <p>平成25年度</p> <p>62% (121事項 / 第Ⅰ期基本計画別表全196事項)</p>	<p>目標年度</p> <p>平成30年度</p> <p>65%以上 (70事項以上 / 第Ⅱ期基本計画別表全107事項)</p>	<p>28年度</p> <p>40%以上</p> <p>65% (69事項 / 全107事項)</p>	<p>29年度</p> <p>51%以上</p> <p>67% (72事項 / 全107事項)</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>基本計画は、統計法(平成19年法律第53号)第4条に基づき、「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことを目的として政府が定める計画であり、総務大臣が基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされている。平成21年3月13日には、平成21年度から25年度を計画期間とする第Ⅰ期基本計画が、また、平成26年3月25日には、第Ⅰ期基本計画を変更する形で、平成26年度から30年度を計画期間とする第Ⅱ期基本計画が閣議決定され、現在は、第Ⅱ期基本計画に基づく公的統計の整備が進められているところ。</p> <p>基本計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、同計画の目的である「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の進捗状況は、具体的な措置・方策の実施率(実施済である事項の割合)で評価することが適切。なお、別表とは第Ⅱ期基本計画(http://www.soumu.go.jp/main_content/000283567.pdf)の31頁以降で示されている表を指す。</p> <p>目標は、第Ⅱ期基本計画の3年目(28年度)、4年目(29年度)、5年目(30年度)の実施率が、それぞれ、第Ⅰ期基本計画の3年目(23年度)、4年目(24年度)、5年目(25年度)の実績値を超えることとした。</p> <p>※ 第Ⅱ期基本計画の1年目、2年目に当たる平成26年度及び27年度は、基本計画の進捗状況を、具体的な措置・方策の着手率で評価しており、指標が異なることから、27年度を基準とすることはできない。</p> <p>【参考(実績数値)】 平成23年度: 40% 平成24年度: 51% 平成25年度: 62%</p> <p>「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)において、『基本計画を平成29年中に見直し、新たな統計整備方針を確立すること』とされたことを受け、平成30年度を始期とする第Ⅲ期基本計画を平成30年3月6日に閣議決定したことにより、本指標は平成29年度実績をもって評価することとし、平成30年度の取組については新たに指標を設けて評価することとする。</p>

国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと	第Ⅲ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画別表全184事項中0事項)	平成29年度	100% (184事項/第Ⅲ期基本計画別表全184事項)	令和4年度	—	—	57%以上 (106事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全184事項)	71%以上 (132事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全184事項)	「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)において、『基本計画を平成29年中に見直し、新たな統計整備方針を確立すること』とされたことを受け、平成30年度を始期とする第Ⅲ期基本計画を平成30年3月6日に閣議決定したことにより、基本計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、同計画の目的である「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進」の進捗状況は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)で評価することが適切。 なお、30年度の目標値については、基本計画別表のうち、30年度末までに実施(検討)する事項(実施(達成)時期が30年度以降であるが前倒して実施する事項を含む)の全事項に対する割合。	
		統計調査の精度向上等に向けた諸課題について、統計調査の審査・調整を通じ、各府省における着実な取組を推進	基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合 <アウトプット指標>	100% (16件/全16件)	平成27年度	100%	令和元年度	100%	100%	100%	100%	経済財政諮問会議において経済統計の改善の必要性が述べられるなど、統計調査の精度向上等は、政府として重要な課題であり、積極的に取り組む必要がある。統計委員会からの答申においては、実態の的確な把握といった統計調査の精度向上等に関して取り組むべき事項が「今後の課題」として示されており、これらに着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定(検討時期が到来していない事例は除く)。 【参考(実績数値)】 平成25年度:87.5%(21件/全24件) 平成26年度:100%(11件/全11件) 平成27年度:100%(16件/全16件) 平成28年度:100%(16件/全16件) 平成29年度:100%(11件/全11件)
		統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する	2 当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 <アウトプット指標>	57.2% (22年度～26年度の平均)	平成26年度	58%以上 (27年度～31年度の平均)	令和元年度	58%以上 (24年度～28年度の平均)	58%以上 (25年度～29年度の平均)	58%以上 (26年度～30年度の平均)	58%以上 (27年度～31年度の平均)	統計調査は、統計調査員の活動に支えられている。特に大規模調査においてはその存在が非常に重要であり、統計調査員の安定的な確保が求められる。統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録(登録された者を「登録調査員」という。)し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査(国勢調査を除く。)における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の量的な測定指標として、当該事業に参画している都道府県及び市町村(東京都の特別区を含む。)において任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定。大規模周期調査がおおよそ5年周期で行われており、周期調査の規模によって値にばらつきが出ることから、過去5年間(22～26年度)の実績値の平均を基準値とし、それを超えることを目標とし、目標値を設定した。 【参考(実績数値)】 算出方法:登録調査員からの任命数(人)/対象市区町村内における統計調査員の任命数(人) 平成22年度:15.5%(110,109人/709,380人) 平成23年度:75.1%(62,318人/82,926人) 平成24年度:82.1%(62,275人/75,848人) 平成25年度:65.1%(82,661人/126,908人) 平成26年度:48.0%(114,837人/239,392人) 平成27年度:14.3%(94,182人/657,263人) 平成28年度:69.4%(62,874/90,509人) 平成29年度:81.0%(63,711/78,675人) 平成30年度:※ ※平成30年度実績値については精査中のため、来年度の評価書作成時に記載。

<p>国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う</p>	<p>3</p>	<p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p> <p>①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p> <p>国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施</p> <p>〈アウトプット指標〉</p>	<p>平成27年度</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施</p>	<p>令和元年度</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、ジェンダー統計について、各府省と連携し国際専門家グループへの登録といった取組を行い、平成29年3月の国連統計委員会においてジェンダー統計に関する国際会議(30年11月開催予定)の招致を表明し、29年10月の国際専門家グループ会合において正式に承認された。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約260件対応したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上の統計部局職員(625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催した。国連今年度は、我が国におけるSDGsの推進状況を的確に把握するため、国内機関(各府省等)と連携し、国連が定めたSDG指標と我が国の公的統計との対応表の整備に着手した。次年度以降は、我が国から国連へのSDG指標に関するデータの報告に向けた体制を構築していく。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で開催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連との調整の結果、国連経済社会局統計部への総務省職員の派遣制度を設立し、国連への協力体制を人的リソースという形で実現することができた。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催(各回ともに、12府省等出席)し、前年度から検討しているSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、我が国におけるSDG指標の整備に係る推進体制を決定した。さらに、SDG指標のデータ提供に向け、本決定に基づき、担当府省庁等の整理協議を行った。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p> <p>①各種国際会議及び専門家会合に11回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で開催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部への職員を1名派遣し、国連への協力を職員派遣という形で更に拡大した。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成30年12月に同連絡会議に替えて「国際統計に関するワーキンググループ」を設置)を2回開催し、引き続きSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、我が国におけるSDG指標の整備に係る推進体制を決定した。さらに、SDG指標のデータ提供に向け、本決定に基づき、担当府省庁等の整理協議を行った。</p>	<p>①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関するワーキンググループ」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握</p>	<p>平成28年3月にSDGs(持続可能な開発目標)を測定する国際指標が国連統計委員会に合意され、その機関間専門家グループ(IAEG-SDGs)において関連諸課題が検討されている。このため、こうした国際的な統計基準・ルールや指標に関する国際会議等における検討への積極的な参画を行うことにより、我が国の国際的なプレゼンスを高めるとともに、統計作成に必要な諸外国の人材育成等を通じて、積極的に国際貢献を推進し、先進国としての責務を果たす必要がある。</p> <p>このような状況に対応するためには、国内機関との協力及び調整に引き続き留意しながら、①国際会議等への積極的な参画を行うとともに、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力の実施を行うほか、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し情報共有を図ってきたところ、今後は同会議の更なる活用方法の検討も行いながら、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることが重要であるため、①～③を測定指標として設定する。</p> <p>【参考】 国際会議(専門家会合を含む。)への参加回数実績 平成24年度 15回 平成25年度 11回 平成26年度 13回 平成27年度 10回 平成28年度 10回 平成29年度 10回 平成30年度 11回</p>
--	----------	--	---------------	---	--	--	--	---	---

<p>オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること</p>	<p>データ分析を担う人材を育成するため、MOOC講座等の学習基盤を整備</p>	<p>④ データサイエンス・オンライン講座の受講者数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>受講者数: 23,800人</p>	<p>平成27年度</p>	<p>受講者数: 23,900人以上</p>	<p>令和元年度</p>	<p>受講者数: 25,200人以上</p>	<p>受講者数: 25,200人以上</p>	<p>受講者数: 25,200人以上</p>	<p>受講者数: 23,900人以上※</p>	<p>「情報通信白書(平成26年版)」において、データ分析を担う人材の不足が指摘されている現状を踏まえて、データ分析を担う人材育成につながる指標として設定。 27年度の実績(入門編(春新規開講15,400人、秋再開講8,400人)及び28年度以降の予想される受講者数を踏まえ、目標値を設定。 28年度及び29年度に開講する実践編講座等は入門編(春新規開講)ほどの受講者数が見込まれないことから、それぞれ前年の入門編(再開講)の実績を用いて目標値を設定した。また、30年度は再開講のみを予定していることから、直近の入門編(再開講)の実績を用いることとした。 平成31年度目標値「受講者数: 23,900人以上」 ※当該施策については、平成30年度に施策目標等の見直しを実施。統計リテラシーを有する者の増加と統計調査に対する協力意識の醸成につながる指標として、基準年前年までの実績と令和元年度の各講座の開講予定数を基に、各講座ごとに受講者数の目標値を設定した。 ※データサイエンス・オンライン講座とは、データに基づいて課題を解決する能力の高い人材育成を目標として、MOOCの手法を用いて実施する講座。 ※MOOCとは、Massive Open Online Courses の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。</p>
<p>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること</p>	<p>国勢の基本となる統計の確実な作成・提供</p>	<p>⑤ 統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>99%</p>	<p>平成27年度</p>	<p>100%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値: 同程度)。</p>
<p>大規模調査におけるオンライン調査の活用促進</p>	<p>大規模調査におけるオンライン調査の活用促進</p>	<p>6 平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>約0.5% (約400万件中約2万件)</p>	<p>平成23年度</p>	<p>10%以上 (約400万件中約40万件以上)</p>	<p>平成28年度</p>	<p>10%以上 (約400万件中約40万件以上)</p>	<p>22%</p>	<p>22%</p>	<p>22%</p>	<p>オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあることを踏まえ、基幹統計調査や大規模統計調査がその充実に優先的に取り組むとされているところである。よって、我が国の全産業分野における全ての事業所・企業を対象とする「経済センサス-活動調査」においては、その推進に積極的に取り組むこととし、目標を以下のとおり設定。 前回調査(平成24年2月実施)の結果: 調査対象企業全体の約0.5% (前回調査においてはオンライン調査可能企業が一部に限定) 試験調査※の実績(約9%)を参考にし、前回調査の実績を大きく上回る10%を目標値に設定。 ※試験調査とは、本調査(実際の調査)を実施する前に、記入負担や事務負担等を試験的に検証するものであり、調査対象・調査範囲ともに限定的であることに留意。</p>

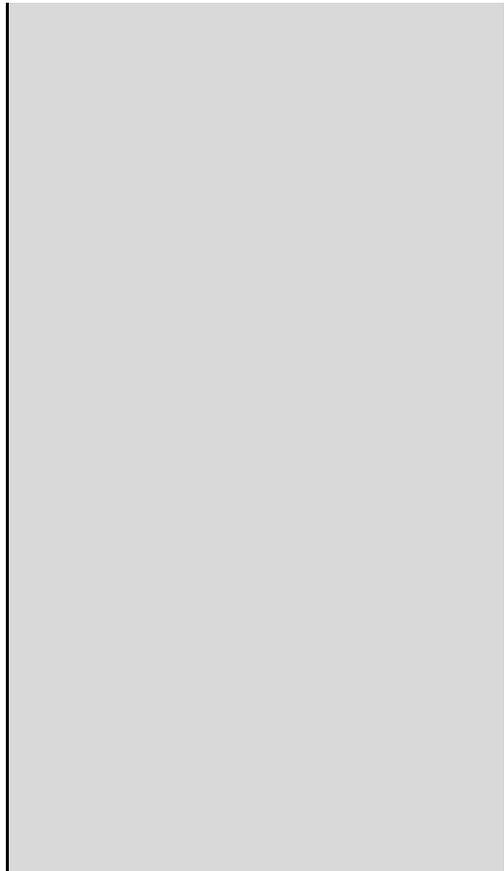
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	統計情報の適時的・的確な提供	7	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) ＜アウトプット指標＞	830件 (23年度～27年度の平均)	平成 27年度	830件以上	令和 元年度	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均(約830件)を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 平成30年度:647件 平成29年度:656件 平成28年度:938件 平成27年度:1,002件 平成26年度:980件 平成25年度:864件 平成24年度:786件 平成23年度:512件
								914件	888件	845件	—	
	統計情報の適時的・的確な提供	8	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) ＜アウトプット指標＞	507件 (23年度～27年度の平均)	平成 27年度	510件以上	令和 元年度	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上	各府省の年次報告書(白書)は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。 統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定。(大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均(約510件)を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 平成30年度:450件 平成29年度:506件 平成28年度:408件 平成27年度:615件 平成26年度:470件 平成25年度:669件 平成24年度:409件 平成23年度:369件
								514件	534件	490件	—	
	統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	API機能を利用できる統計調査を増やし、e-Statから提供する統計表の充実を図ること	⑨	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	5,382万件	平成 27年度	7,434万件以上	平成 30年度	5,848万件以上	6,820万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移に加え、今後API機能の提供を順次拡大していくことで見込まれる件数増加を勘案して設定。 ※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能	
									6,740万件	6,049万件 (従前はエラー処理によって実質的に提供できなかった場合についても、件数に包含していたが、平成29年度に実施したシステム更改によって、正常処理の場合のみ、件数として把握するよう改善したため減少した)		
—									—	6,663万件以上		7,517万件以上
6,049万件									平成 29年度	7,517万件以上		令和 元年度

統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑩	統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件	平成 26年度	5,000万件以上	令和 元年度	4,540万件以上	4,720万件以上	4,900万件以上	5,000万件以上	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、幅広い統計の活用促進につながるため、ホームページのアクセス件数を指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定。 平成30年度の実績は、統計に関する諸問題が生じた9月(約1,125万件)にアクセス数が集中するなどの要因から、目標値を大きく超えた結果となった。令和元年度の目標値は、これらの要因を除いた数値で勘案し設定。
							4,045万件	3,907万件	6,681万件	—	
公共データの民間開放(オープンデータ)の推進のため、オープンデータの最高ランク形式であるLOD形式で提供するデータを充実させる	11	LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件	平成 28年度	409,500件以上	令和 元年度	17,200件以上	225,000件以上	315,000件以上	409,500件以上	『世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)』において、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が掲げられており、オープンデータの最高ランクの形式であるLOD形式(※)のデータの充実を図ることで、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 ※ LOD(Linked open data):メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準拠した形式で整備し、容易なデータ検索及び関係するインターネット上の他のデータとの相互リンクを可能とするデータ 注:28年度事前分析表においては、29年度、30年度の目標値をそれぞれ、34,400件、51,600件にしていたが、当初の目標以上に増加が見込まれるため、それぞれ225,000件、315,000件に変更した。 平成28、29年度は、アクセス件数のばらつきが各月ごとに生じていたが、平成30年度は各月とも一定のアクセス件数があったため、平成30年度の実績値(468,938件)となったが、まだ十分な期間、実績が蓄積されておらず今後の変動については不透明なことから、令和元年度の目標値は、平成30年度の目標値変更後(225,000件、315,000件、…)の考え方に基づき、設定。
							151,566件	199,923件	468,938件	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	6,610百万円 (6,292百万円)	7,395百万円 (6,935百万円)	6,847百万円	5,7,8,10	<ul style="list-style-type: none"> 国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)や、個人企業経済調査、科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査及び各試験調査の実施及び結果の公表等の事業を実施。 国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の4)ことから、全額を国庫で負担。 <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 経常的な調査の実施数:8調査(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)等の実施及び結果の公表等の事業を確実に実施することにより、国勢の基本に関する統計が整備され、社会経済情勢を把握するための統計作成という施策目標に寄与する。</p>	0149
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)	3,687百万円 (3,645百万円)	9,728百万円 (9,450百万円)	11,417百万円	5,6,7,8	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度においては、我が国における住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得るための、住宅・土地統計調査を実施。 国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の4)ことから、全額を国庫で負担。 <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 統計調査の実施数:1調査(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国勢調査を実施することにより、国勢の基本に関する統計が整備され、社会経済情勢を把握するための統計作成という施策目標に寄与する。</p>	0150
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)	10,076百万円 (9,844百万円)	10,057百万円 (9,909百万円)	9,962百万円	1~3	<ul style="list-style-type: none"> 統計体系の整備のため、主に以下の事業を実施。 基本計画の推進による公的統計の体系的整備 国の統計調査業務に従事する都道府県職員(統計専任職員)の給与等の負担 統計調査員の確保対策、統計業務に従事する地方公共団体職員等への統計研修の実施 産業連関表の作成 国連等が実施する購買力平価算出への対応 <p>【成果指標(アウトカム)】 ・オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数:75件(平成31年度) ・事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率:100%(平成31年度) ・事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・第Ⅲ期基本計画(平成30年度~34年度)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率:56.5%(平成30年度) ・基本計画の推進のためのワーキンググループ等会議の開催回数:16回(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計体系整備事業を実施することにより、第Ⅲ期基本計画に掲げた諸施策(調査体制の機能維持・国と地方公共団体の連携、統計職員等の人材育成・確保、経済関連統計の整備、国際機関への情報提供の推進等)の実現に寄与している。</p>	0151
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)	309百万円 (306百万円)	319百万円 (315百万円)	322百万円	3	<ul style="list-style-type: none"> SIAPは、国際連合で唯一の統計研修の専門機関であり、昭和45(1970)年の設立以来、145か国・地域の約1万9,682人の政府統計職員に対し、研修を実施してきている。SIAPの事業運営は、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「ESCAP」という。)加盟国・準加盟国からの分担金による現金寄与、講師派遣等の現物寄与、国際機関からの資金提供などにより行われており、上記の目的を達成するため、我が国もSIAPの招請国政府として、現金寄与(国連アジア統計研修援助計画分担金の拠出)及び現物寄与(施設、コンピュータ等の提供)を実施している。 <p>【成果指標(アウトカム)】 ESCAP域内各国における国民経済計算(SNA)の新しい国際基準(我が国も策定に関与)の採用国・地域数:58ESCAP域内国(地域)数:58地域(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 SIAPにおける各研修コースは、主にESCAP域内各国からの現金寄与や現物寄与、国際機関からの支援により実施されているものであるが、定量的な活動指標として、SIAP全体における研修生数の実績を記載。:1,625人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 SIAPの招請国政府として、現金寄与及び現物寄与を実施することにより、開発途上国の統計に関する人材育成への貢献、我が国の国際的なプレゼンスの向上、先進国としての責務を果たすことといった第Ⅲ期基本計画に掲げた諸施策の実現に寄与する。</p>	0152

<p>(5)</p>	<p>統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)</p>	<p>1,581百万円 (1,569百万円)</p>	<p>2,135百万円 (2,111百万円)</p>	<p>1,700百万円</p>	<p>4.9.11</p>	<p>従来、各府省等が個々に開発・運用していた統計関係システムを一元化した「政府統計共同利用システム」を構築、運用することで、①各府省等が実施した統計調査結果等のワンストップサービスによる国民等への提供、②セキュリティ対策が十分確保されたオンライン調査システムの国民等への提供、③事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の各府省への提供など、ITを活用した業務・システム改革を実現するとともに、併せて統計調査等業務の共通化・標準化を図る。さらに、同システムの1機能である政府統計の総合窓口(e-Stat)からAPI機能や小地域に特化した統計GIS機能(JSTAT MAP)を提供するとともに、データベース化した統計データの拡充やオープンデータの最高ランクであるLOD(Linked open data)でのデータ提供など、統計におけるオープンデータの高度化を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 *e-Statの統計表へのアクセス件数(※API機能(プログラム等によって、統計データを取得可能な機能)による利用件数を含む。):8,352万件(平成33年度) *e-Statから利用可能な統計表及びデータベース化している統計表数:110万件(平成33年度) 【活動指標(アウトプット)】 *e-statの統計表提供数:77万表(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計調査等業務の最適化事業を実施することにより、政府統計のポータルサイト「e-Stat」から統計データを一元的に提供することを実現したことに加え、e-Statから提供する統計表や統計データの形式、機能の充実させるなど便利で使いやすい統計情報を提供することで、統計利用者の利便性の向上に寄与する。</p>	<p>0153</p>
<p>(6)</p>	<p>統計法 (平成19年)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1~11</p>	<p>公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。</p>	

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅱ期)	平成26年3月25日	※全般的に関係
	公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期)	平成30年3月6日	※全般的に関係
	経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ① 行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2] 今後の課題 (1) 経済再生に向けた取組 ② 潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (7) 経済統計の改善 経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめる。 ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化 ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進



経済財政運営と改革の基本方針2017	平成29年6月9日	<p>【本文】 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保 (6) 統計改革の推進 「統計改革推進会議最終取りまとめ」等に基づき、証拠に基づく政策立案(EBPM)と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。 また、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進、報告者負担の軽減と統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化などの取組を推進する。その際、中長期にわたる改革の取組を確実に実施するため、必要となるリソースを計画的に確保するとともに、効率化の徹底等により官民の統計コストを3年間で2割削減する。</p>
経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	<p>【本文】 第3章 「経済・財政一体改革」の推進 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大(見える化) また、必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進めるとともに、地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。 (技術革新を活用した業務イノベーション) 統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。</p>
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	<p>【本文】 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革 ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 (i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進 政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。 個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。 統計改革推進会議に、今後の事業を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。</p>

				<p>【本文(オープンデータ及びデータサイエンス)】 E.世界最高水準のIT社会の実現 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ⑦オープンデータの利活用</p> <p>オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユースケース集である「オープンデータ100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目標に、地方自治体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝達する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講義(Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンス力の高い人材育成を推進する。</p> <p>加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とするLOD(Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業並びに大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 4. 世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現②」 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 【2013年度～2015年度初め】 ・公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2015年度～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・オープンデータのモデル事業の実施 【2016年度～】 ・LOD等のデータ提供の実施、手引書の策定</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 4. 世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現⑦」 産業競争力の源泉となるIT人材の育成確保 【2013年度～2015年度初め】 ・「データサイエンス・オンライン講座」の開設(2014年12月) 【2015年度】 ・オープンデータ利活用人材育成のための学習機会の充実に向けた検討 【2016年度～】 ・データサイエンスに関する学習機会の更なる充実</p>
			<p>日本再興戦略</p> <p>平成26年6月24日改訂(平成27年6月30日改訂)</p>	
			<p>日本再興戦略2016</p> <p>平成28年6月2日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 (2)新たに高ずべき具体的施策 ii)第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等 ウ)政府・地方自治体のオープンデータの推進</p> <p>課題解決のためのオープンデータの実現に向けて、「オープンデータ2.0」(平成28年5月20日IT総合戦略本部決定)に基づき、日本の産業競争力強化と国民生活における利便性向上に配慮しつつ取組を進める。今後、本年夏を目標に、2020年までの集中取組期間において、一億総活躍社会の実現等の強化分野における具体的な目標の設定を行う。その際、機械判読に適した形式のデータや外国語コンテンツの充実等を図る。</p> <p>【工程表】 I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 中期工程表「1. 第4次産業革命の実現④」 第4次産業革命を支える環境整備⑨ 【2013年度～2015年度】 公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2016年度】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・LOD等のデータ提供手引書の策定 【2016年度秋～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充(同上) ・LOD等のデータ提供の実施</p>

				<p>未来投資戦略2017 -Society5.0の実現に向けた改革-</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 II Society 5.0 に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ利活用基盤の構築 (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 公共データのオープン化の推進 ・(中略)官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でデータのオープン化を推進する。 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。</p> <p>【中短期工程表】 「データ利活用基盤の構築」 2017年度以降 ・API機能及び統計GIS機能の改善並びに対象データの拡充・統計データの利用環境の充実 ・LODデータの拡充 「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」① 2017年度～2019年度 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減する。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。 ・進捗状況については、行政手続部会がフォローアップ。</p>
				<p>女性活躍加速のための重点方針2017</p>	<p>平成29年6月6日</p>	<p>【本文】 I あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (12) 国際的な取組の推進 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催による、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の国際的な発展への貢献 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の平成30年度における我が国での開催に向けて、必要な準備を進める。</p>
				<p>女性活躍加速のための重点方針2018</p>	<p>平成30年6月12日</p>	<p>II あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (9) 国際的な協調及び貢献に向けた取組 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の我が国での開催に向けて、必要な準備を進め、フォーラムの実施を通じて、国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。</p>

<p>政策の予算額・執行額</p>	<p>22,262百万円 (21,657百万円)</p>	<p>29,597百万円 (28,718百万円)</p>	<p>29,376百万円</p>	<p>政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>男女共同参画白書</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1部 平成29年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</p> <p>5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成29年10月に開催された国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ(AEGGS)年次会合において、ジェンダー統計のグローバルな発展に資するため、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである、ジェンダー統計グローバルフォーラムの第7回会合を、30年度に我が国(東京)へ招致することを表明し、同グループの2018(平成30)年活動計画として正式に承認された。また、フォーラムの企画について、共催者の国連統計部との調整を進めた。</p> <p>第2部 平成30年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進</p> <p>第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。</p> <p>第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</p> <p>さらに、ジェンダー統計のグローバルな発展に資するため、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を東京で開催する。</p>
	<p>令和元年6月14日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1部 平成30年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策</p> <p>第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進</p> <p>第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</p> <p>(7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。</p> <p>第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</p> <p>5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。73の国及び国際機関等から統計専門家、統計のユーザーや研究者等、約170人が参加し、経済、労働、気候変動、人権等の9つのテーマについて、日本を含む32の国及び国際機関等が、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組について、延べ46件の発表を実施した。</p>					

				<p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)</p>	<p>【本文(オープンデータ)】 III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省Webサイトにおいて、データの組み合わせや横断の利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築、各府省庁のWebサイトで提供するデータベースにおけるAPI機能の整備やAPIの総合カタログを提供する。</p> <p>【本文(データサイエンス)】 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (2) 日本のIT社会をリードし、世界にも適用するIT人材の創出 このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティなどのIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンスなど、世界最先端の技術や知識の習得を常に積極的に支援する学習環境を整備する。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 ○オープンデータの公開の促進 【短期(2015年度～2016年度)】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化(LODでのデータ提供)のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し2015年度にスマートフォン等への対応に着手する。 【中期(2017年度～2018年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。</p> <p>【工程表(データサイエンス)】 5. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 (1) 人材育成・教育 ②日本のIT社会をリードし、世界にも適用するIT人材の創出 【短期(2015年度)】 ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。 【中期(2016年度～2018年度)】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【長期(2019年度～2021年度)】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p>
--	--	--	--	----------------------	---	--

					<p>【工程表(データサイエンス)】 2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (2)データ流通の円滑化と利活用の促進(人材育成) ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 【平成28年度～平成30年度】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【平成31年度～平成33年度】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。</p> <p>【工程表(オープンデータ)】 2. 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (3)課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ2.0) ○オープンデータの公開の促進 【平成28年度～平成30年度】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。平成28年度以降は、これまで基幹統計を中心に実施してきた統計情報データベースのデータ拡充を、対象を一般統計まで拡大して実施するとともに統計データの利用環境を充実させる。平成27年度に地方公共団体と連携して実施したオープンデータモデル事業の成果についての検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等でのデータ提供の充実させるとともに、統計分野における共通語彙の整備を行う。平成27年度に着手したオンライン調査システムのスマートフォン等への対応を平成28年度に完了する。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。 【平成31年度～平成33年度】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムで使用している電子調査票のファイル形式を、順次見直す。</p>
		<p>世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>平成29年5月30日</p>		<p>第1部 II 「官民データ利活用社会」のモデル構築に向けて II-3 「官民データ利活用社会」のモデル構築 II-3-(2) 官民データの利活用に向けた環境整備 一 国、地方公共団体等のオープンデータの促進 官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、国、地方公共団体等におけるオープンデータを推進する。 III 推進体制 III-2 他の推進本部等との連携 ・ ITに関する規制改革の推進及び行政手続コストの削減(規制改革推進会議の取組) 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的な取組を推進するため、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、平成32年3月までに事業者の行政手続コストを20%削減する。</p> <p>第2部 II 施策集 II-1-(2) オープンデータの促進【基本法第11条第1項及び第2項関係】、データの円滑な流通の促進【基本法第11条第3項関係】 ② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策 <電子行政分野> ・ 統計データのオープン化の推進・高度化 統計データについては、高度に利活用可能な形式での統計データ(元となるデータを含む。)の提供に対する要望。 - 平成29年度中に「政府統計の総合窓口(e-Stat)」で公表される統計データから機械判読に適したXML形式の逐次提供を開始。また、平成30年度中に、統計データに関する利用者ニーズを把握する仕組みの導入、匿名データ利用に係る目的制限緩和、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直し、オンライン施設の設置数を拡大。 - これらにより、統計データの高度利用を促進し、「証拠」に基づく政策立案の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 KPI(進捗): e-Statで公表される機械判読に適した形のデータ数 KPI(効果): e-Statでの統計表の利用件数、API機能による統計データの取得数、統計LODの利用件数</p>

				世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	平成30年6月15日	第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】 ○[No.2-9] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、全ての政府統計が利便性の高い提供基盤を構築する必要がある。 ・全ての政府統計をデータの取得や分析処理の自動化が可能となる「高度利用型統計データ」に転換する。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の条件緩和やオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き制度面の見直しを実施し、利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 KPI(進捗): e-Statで公表される機械判読に適した形のデータ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでの統計表の利用件数、API機能による統計データの取得数、統計LODの利用件数、オンサイト施設利用数
				世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和元年6月14日	第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】 ○[No.2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要がある。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 KPI(進捗): e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数
				統計改革推進会議最終とりまとめ	平成29年5月19日	※全般的に関係

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

注 本政策の評価については、総務省政策評価基本計画(平成29年総務省訓令第110号)を作成した29年度末時点では、令和元年度に実施することとされていたが、公的統計について、現在、統計委員会等において、それぞれ議論され検証が行われているところであり、政策の評価に当たっては、これらの検証結果等を踏まえることが不可欠であるため、評価年度を1年繰り下げ、令和2年度に実施することとした。